EU　輸出品目規制

二重用途物品に関する規制　詳細

1. 適用法令

二重用途物品の輸出、移送、仲介および輸送の管理に関するEU域内体制を確立する2009年5月5日付理事会規則428/2009（2009年5月29日付官報L134掲載）（規則1232/2011、388/2012、599/2014、1382/2014、2015/2420、2016/1969、2017/2268、2018/1922、2019/2199、2020/1749、2020/2171により改正。2021年9月9日より規則2021/821により）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R0428

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

二重用途物品の輸出、仲介、技術支援、トランジットおよび移送の管理に関するEU域内体制を確立する2021年5月20日付欧州議会・理事会規則2021/821（2021年6月11日付官報L206掲載）（規則2022/1、2022/699、2023/66、2023/996、2023/2616により改正）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R0821

（改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照）

二重用途物品のリストに関する欧州議会・理事会規則2021/821を改正する2021年10月20日付欧州委員会委任規則2022/1（2022年1月6日付官報L3掲載）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32022R0001

2. 概要

理事会規則 2021/821（2021 年 9 月 9 日適用開始）により、民生および軍事目的双方に使用可能なすべての物品、ソフトウェアないしテクノロジーは、二重用途物品とみなされ、輸出規制が適用される。

本規則は、従来の関連規則を再編纂したもので、拡大する二重用途物品の輸出管理を強化し、効果的な統制を実現すべく加盟国間の協力体制を向上させるものである。特に、人権侵害、内部抑圧、安全保障の脅威につながるサイバー監視技術関連品目への統制強化が図られ、輸出業者等には内部コンプライアンス・プログラムの導入を求めている。

規制対象となる二重用途物品は同規則の付属書 I のリストに記載される。リストの定期的な見直しと迅速な更新を可能とするため、同規則は、欧州委員会に委任法令を策定する権限を与えている。付属書 I の最新リストは、委任規則 2022/1 に記載されている。

なお、付属書 I のリストに含まれない二重用途物品についても、EU 加盟各国は公衆の安全または人権などを理由に輸出禁止ないし輸出許可の対象とすることができる（規則 2021/821 の 9 条）。また規則では、通関地の特定（同 22 条）など国内独自の規制を設けることを一部許容している。したがって、輸出許可の有無を確認するためには、規則 2021/821 を

禁無断転載　Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

確認するだけでなく、加盟各国の当局にも照会する必要がある。

また、規則 2021/821 により 2 種類の EU 一般輸出認可が追加された（EU007：グループ内でのソフトウェアその他関連技術の輸出、EU008：暗号化品目の輸出）。今後は、付属書の記載品目に関係した技術援助を提供する場合も輸出認可の対象となる。グローバルないし個別輸出認可の有効期限は原則、最大 2 年となる。

EU の二重用途物品の輸出許可制度については欧州委員会貿易総局のウェブサイトを参照。
https://policy.trade.ec.europa.eu/help-exporters-and-importers/exporting-dual-use-items_en

輸出許可手続きに関する各国の担当部署・連絡先は上記リンク内、「More information on dual-use export controls」の「Dual-use export control: National competent authorities」からダウンロードできる。

(1) EU 域外輸出

付属書 I のリストに記載された二重用途物品の域外輸出は輸出許可の対象となる（3 条 1 項）。リストは次のカテゴリーに分かれており、各カテゴリーにおいて関連する、(a) システム・設備・部品、(b) 試験・検査・生産設備、(c) 物質、(d) 開発・生産・利用向けのソフトウェア、(e) 開発・生産・利用に関する技術、について輸出許可の対象となる品目の仕様が規定されている。

- カテゴリー0：核物質・原子力施設・装置
- カテゴリー1：特殊素材・関連装置（例：特定の条件を満たすフッ化化合物、圧電ポリマー、製造機器など）
- カテゴリー2：材料加工（例：特定の条件を満たす軸受、るつぼ、弁、工作機械など）
- カテゴリー3：電子機器
- カテゴリー4：コンピュータ
- カテゴリー5：電気通信・情報セキュリティ
- カテゴリー6：センサー・レーザー
- カテゴリー7：ナビゲーション・航空電子
- カテゴリー8：海洋（例：特定の条件を満たす船舶、海難救助システムなど）
- カテゴリー9：航空宇宙・推進装置

詳細な品目については規則 2021/821 の付属書 I を改定する規則 2023/2616 の付属書（次のリンク先 PDF ファイルの 2 ページ以降）を参照。

 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302616&qid=1706098702138

なお、同リストに記載されていない二重用途物品の輸出であっても、当該物品が次の目的のために使用されるか、使用される可能性があることが当局によって輸出業者に通知された場合などにも、事前認可の対象となる。

- 化学兵器、生物化学兵器および核兵器の開発、製造、取扱い、操作、メンテナンス、保管、検証、識別もしくは拡散
- 上記兵器を搭載するミサイルの開発、製造、メンテナンスおよび保管

これら二重用途物品の EU 域外輸出に対する事前認可は大きく a. EU レベルで認められるもの、b. 加盟各国により認められるものに分けることができる。

a. EU 一般輸出認可

EU レベルでは、EU 一般輸出許可（EU General Export Authorisation）が認められている。EU 一般輸出許可とは、二重用途物品の EU 域外の特定の国・地域への輸出について、個別に輸出許可をとることなく輸出が認められる一般的・包括的許可をいう。事前登録など利用条件を遵守すれば、EU 域内に設立されたすべて輸出業者が取得可能である。輸出品目がすべて EU 一般輸出許可の対象となっていれば、規制対象となる品目の輸出において、後述の個別ライセンスやグローバル輸出許可など個別のライセンス申請が不要となるため、輸出の遅延が最小限にとどめられる。規則 2021/821 により計 8 種類の EU 一般輸出許可が存在する（EU001、EU002、EU003、EU004、EU005、EU006、EU007、EU008）。各許可の規定は付属書 II セクション A～H に記載されている。

EU001 は付属書 I に掲載された品目のうち、付属書 II セクション I に挙げられた産品を除き、付属書 II セクション A のパート 2 に記載された国々（オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、スイス（リヒテンシュタイン含む）、英国、米国）に輸出される場合に認められる。

EU002 は特定の二重用途物品の特定仕向地への輸出に対する認可であり、ワッセナー条約で規制される品目のいくつか（付属書 II セクション B のパート 1 に掲載）が対象となり、アルゼンチン、南アフリカ共和国、韓国およびトルコに輸出される場合に認められる。

EU003 は修理／交換後の品目（付属書 II セクション C のパート 1 に掲載）の輸出に対する認可であり、付属書 I の大半の品目が対象となる。これら品目が当初 EU より有効な認可

 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

のもとに輸出され、保守や修理、交換を目的に EU に再輸入され、修理／交換後にあらためて輸出される場合を対象とし、アルバニア、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、チリ、中国（香港およびマカオ含む）、フランス海外領土、インド、カザフスタン、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、北マケドニア、セルビア、シンガポール、南アフリカ共和国、韓国、チュニジア、トルコ、ウクライナおよびアラブ首長国連邦の計 21 の国・地域に輸出される場合に認められる。

EU004 は展示会や見本市のための暫定的な輸出許可であり、付属書 I の大半の品目が対象（付属書 II セクション D のパート 1 に掲載）となり（使用条件が非常に具体的な場合も含む）、EU003 と同じ計 21 の国・地域に輸出される場合に認められる。

EU005 は通信機器に関する輸出許可であり、付属書 II セクション E のパート 1 に掲載された通信機器を対象とし、アルゼンチン、中国（香港およびマカオ含む）、インド、南アフリカ共和国、韓国、トルコおよびウクライナの計 7 カ国に輸出される場合に認められる。

EU006 は化学物質に関する輸出許可であり、付属書 II セクション F のパート 1 に掲載された化学物質を対象とし、アルゼンチン、韓国、トルコおよびウクライナの計 4 カ国に輸出される場合に認められる。

EU007 はグループ内でのソフトウェアその他関連技術の輸出許可で、付属書 II セクション G のパート 1 で特定される品目を対象とし、アルゼンチン、ブラジル、チリ、インド、インドネシア、イスラエル、ヨルダン、マレーシア、メキシコ、モロッコ、フィリピン、シンガポール、南アフリカ共和国、韓国、タイ、およびチュニジアの計 16 カ国に輸出される場合に認められる。

EU008 は暗号化品目に関する輸出許可であり、付属書 II セクション H のパート 1 に掲げられた条件を満たす特定品目を対象とし、パート 2 で特定される国々以外へ輸出される場合に認められる。

EU 一般輸出許可に該当する場合、輸出事業者は個別に輸出許可を取得する必要はなく、以下の手続きを踏めばよいことになる。

輸出業者は、EU 一般輸出許可を初めて利用して輸出を行った日から 30 日以内、あるいは輸出前に、輸出業者が設立された加盟国の所轄官庁に通知しなければならない。また、輸出入時の税関申告書に、EU 一般輸出許可を利用する旨を示さねばならない（特定の一般輸出許可のコードを記載する）。

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

EU 一般輸出許可の利用に伴う通知義務や追加で提供が要請される情報は、輸出元となる加盟国によって定められる。また、加盟国によっては当該加盟国に設立された輸出業者に対し、EU 一般輸出許可の利用前の登録を要件とする場合もある。登録は申請後 10 営業日以内に自動的かつ遅延なく加盟国の管轄当局が受け付ける。ただし、当該物品が認可対象国・地域の保税地域あるいは保税倉庫に輸出される場合には、EU 一般輸出許可の利用が認められないこともある。

なお、この認可を利用する輸出業者が設立された加盟国の管轄当局は、輸出許可あるいは輸出規制に対する当該輸出業者の遵守能力を疑うに足る合理的な理由がある場合に、これら認可の利用を禁止することができる。

b. 加盟国による輸出許可

EU 一般輸出許可以外は輸出業者が設立された加盟国の管轄当局によるその他の輸出許可が要求される。加盟国による輸出許可は、[1] 加盟国一般輸出許可、[2] グローバル輸出許可、[3] 個別輸出許可の 3 種類がある。

[1] 加盟国一般輸出許可は、EU 一般輸出許可に抵触せず、付属書 II セクション I のリストに記載されていない品目について認められる。現在、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、オーストリア、オランダがこの制度を導入している。

[2] グローバル輸出許可は、EU 加盟国が個別の輸出業者に付与する許可で、単一のタイプもしくはカテゴリーの二重用途物品を、特定エンドユーザーに、および（もしくは）特定第三国に輸出する場合が対象となる。

[3] 個別輸出許可は、EU 加盟国が個別の輸出業者に付与する許可で、第三国における単一のエンドユーザーもしくは荷受人に対して、二重用途物品を輸出する場合が対象となる。

(2) EU 域内輸出

EU 域内輸出については、基本的に自由であるが、付属書 IV のパート 1 に記載された品目のみ、事前許可の対象となりうる。ただし、付属書 IV のパート 2 に記載された品目は加盟国一般輸出許可の対象とならない（11 条 1 項）。

2020 年 12 月末に英国の EU 離脱に伴う移行期間が終了し、2021 年 1 月に英国は EU から完全に離脱したことにより、EU から英国への二重用途物品の輸出は、第三国向けとしての規制対象となる。また、英国当局が発行した輸出許可は EU では無効となるため、他の EU

禁無断転載 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.

加盟国が発行する許可を取得し直す必要がある。EU 域内輸送に関し特別な許可が求められていた一部の物品については、EU から英国への輸出扱いとして異なる許可の取得が必要となる。ただし、既に発行された許可は、移行期間の終了後も、その期限が到来するまで、有効なものとして取り扱われる。

なお、規則 2021/821 はワッセナー条約、ミサイル関連技術輸出規制（MTCR）、オーストラリアグループ、原子力供給国グループ（NSG）などで採択された変更点を考慮、反映したものになっている。

＜参考＞
オーストラリアグループ：
化学・生物兵器の開発や製造に使用される可能性のある製品および技術の輸出について、供給能力のある国が輸出管理政策を協調するとともに協力を強化する目的で創設された枠組みで、オーストラリアが議長を務めるため同名となった。法的な拘束力を持たず、同枠組みで採択された協調政策を国内の輸出管理に反映させる仕組みをとる。現在、EU ならびに同加盟国を含む世界 43 カ国が参加している。

加盟国（加盟時期）は、以下を参照：
http://www.australiagroup.net/en/participants.html

 Copyright (C) 2024 JETRO. All rights reserved.